

公益財団法人日本サイクリング協会（JCA）賛助会員限定
2020年度「JCA自転車保険」のご案内

《団体総合生活補償保険（標準型）》

保険期間：2020年4月1日午後4時～2021年4月1日午後4時（1年間）

JCA 自転車保険 サイクリングや自転車通勤・通学も安心！



国内で発生した賠償事故は
示談交渉サービス付！

加入年齢制限(上限)は
ありません！
※5才以上の方が対象となります。

特長

● **割引適用**

割引率15% (団体割引15%)

この契約は団体契約で15%の団体割引が適用されます。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

● **安心 その1**

入院1日目から補償！

万一の交通事故、運行中の交通乗用具の火災などを原因とするケガによる入院は1日目から補償が受けられます(スタンダード・プレミアム)。

● **安心 その2**

示談交渉サービス付！

補償を受けられる方が日本国内での事故により法律上の賠償責任を負われた場合に、引受保険会社が代わって事故の相手方や保険会社と示談交渉を行います。

お問い合わせ先

〈代理店・扱者〉

ファロス・コンサルティング 株式会社

所在地：〒170-0013
東京都豊島区東池袋3-8-5
パレドール池袋202号室
TEL：03-5960-7733
FAX：03-5960-7732

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社
公務開発部営業第二課

所在地：〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-4061
FAX：03-3292-5896

公益財団法人日本サイクリング協会（JCA）

この保険は、こんなときにお役に立ちます。

補償内容

ケガの補償 (国内外補償)

スタンダード・プレミアム

日本国内・国外を問わず補償します！

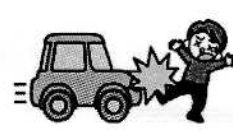
エコノミー



自転車で転んでのケガ



自転車にはねられてのケガ



自動車にはねられてのケガ

日常生活での賠償責任 (一部を除き海外も補償)

全セット

最高3億円(プレミアムの場合)までお支払い

国内で発生した事故については
示談交渉サービス付！



自転車で歩行人にけがをさせた



買い物中過って商品を壊した

保険金の種類		エコノミー(A1)	スタンダード(A2)	プレミアム(A3)
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(*)	224万円	148万円	416万円
	傷害入院保険金日額	—	5,000円	10,000円
	傷害手術保険金	—	入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額×10倍 それ以外の手術の場合…傷害入院保険金日額×5倍	
	日常生活賠償保険金額	2億円	2億円	3億円
自転車搭乗中等のみ特約		○	×	×
交通事故危険のみ補償特約		×	○	○
保険料(一時払)		1,700円	3,000円	5,000円

(*) 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

- エコノミーの補償の範囲は「自転車搭乗中等」に限定、スタンダード・プレミアム補償の範囲は「交通事故危険」に限定されています。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 日常生活賠償特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。補償が重複し、日常生活賠償特約をセットしないプランへの加入を希望される場合は、代理店・投者までお問い合わせください。

ご加入条件

- お申込人となる方：JCAの賛助会員のうち個人会員でかつJCA会員規約による制限に掛からない方に限ります。
 - 被保険者(補償の対象者)本人^(*)となる方：JCAの賛助会員のうち個人会員でかつJCA会員規約による制限に掛からない方です。
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。また、日常生活賠償特約の被保険者となる方は本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人または配偶者の未婚の子をいいます。(詳しくは6ページをご参照ください。)

- 保険期間：2020年4月1日午後4時~2021年4月1日午後4時(1年間)
- 着金締切日：2020年3月13日(金)【上記保険期間をご希望の場合】
【注意】2020年3月14日以降の着金は、中途加入の取扱いとなります。
下段「中途加入の取扱いについて」をご参照下さい。
- 保険料払込方法：
◎Webで加入の場合…JCAのホームページからお手続き後、JCA賛助会費と保険料をクレジット決済又は指定の口座へお振込みください。
◎保険加入申込票で加入の場合…所属協会(本部含む)へ提出のうえ、JCA賛助会費と保険料を指定の口座へお振込みください。
- 中途加入の取扱いについて：中途加入の場合、毎月15日着金締切、補償期間は、翌月1日の午前0時から2021年4月1日午後4時までとなりますのでご注意ください。(例：3月14日から4月15日までに着金の方は、5月1日からの補償開始となります。)15日が土、日、祝日の場合は、15日以前の平日にJCA口座へ着金をお済ませ下さい。WEBによるクレジット決済の場合は、曜日にかかわらず15日のJCA着金が可能です。※保険料は保険加入申込票でご確認ください。